#### MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2019年9月3日 第233期

## 上海市人民政府 多国籍企業地域本部発展促進に関する若干の意見を公布

リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

2019 年 8 月 13 日、上海市人民政府は、『上海市における多国籍企業地域本部の発展促進に関する若干の意見』(滬府規[2019]30 号、以下「30 号通達」という)を公布しました。「30 号通達」は 2019 年 9 月 1 日より施行され、有効期限は 2024 年 8 月 31 日としています。

#### 【 ポイント 】

- ▶ 多国籍企業地域本部、本部型機構、投資性公司の認定・設立の条件を緩和
- ▶ 多国籍企業の資金使用の自由度及び利便性を向上(クロスボーダー資金プーリング、オフショア転売、自由貿易口座の活用等)

#### 1. 政策の背景

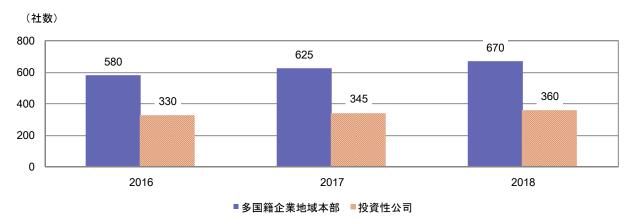
上海市は、中国内での地域本部の主要集積地として、昔から一貫して積極的に多国籍企業地域本部 に対する誘致政策を公布しています。

多国籍企業による地域本部の設立を誘致するために、上海市は 2002 年に『上海市 多国籍企業による地域本部設立の奨励に関する暫定規定』(滬府発[2002]24 号)を公布しました。本規定の公布以降、地域本部の誘致政策は 2008 年、2011 年、2017 年、2019 年(今回)と、計 4 回に亘り改定されました。

上記政策に係る財政支援の関連通達として、上海市はさらに 2009 年、2018 年に『上海市 多国籍企業地域本部の発展専用資金の使用及び管理試行弁法の奨励に関する試行弁法』を公布・改定しました。

上海市による地域本部誘致への努力が奏功し、2018年末までに、上海市に入居した多国籍企業地域本部は累計で670社に達し、そのなかには360社の投資性公司を含みます。

## 上海市多国籍企業及び投資性公司の社数の推移



上海市政府によると、2019 年 1-7 月の期間において、サービス業の外商投資企業による払込済資本金は 33.25 億米 に達し、全体の 1/3 を占め、全業種の中で最も高いシェアを占めています。2018 年上海外商投資アニュアルレポートによると、多国籍企業地域本部は、市全体の外商投資企業数の1.34%、売上高の 10%、利益総額の 17%、納税額の 12%、及び従業員数の 6%を占め、上海市経済



に多大に貢献しています。

一方、上海市が多国籍企業地域本部への誘致において直面している課題もあります。例えば、①多国籍企業地域本部の認定基準、②多国籍企業地域本部の機能が限定的であること、③各省市による多国籍企業地域本部への誘致競争の激化、等を含みます。

上海市への地域本部の集積を加速させ、地域本部機能を拡大させるために、上海市は「30 号通達」を公布し、誘致政策を通じて地域本部に新たな機能に付与しようとしています。

### 2. 本規定の主要内容

「30 号通達」は①多国籍企業地域本部、②多国籍企業本部型機構、③投資性公司に対する認定・ 設立条件を緩和しました。

【図表	【図表 1】多国籍企業地域本部、本部型機構、投資性公司の認定・設立条件の変化				
No	領域	30 号通達	従来		
	多国籍企業 地域本部 (認定)	独立法人格を有する外商投資企業 (投資性公司、管理性公司等)	独立法人格を有する外商 <u>独資</u> 企業		
		親会社の資産総額が2億米ゲル以上	親会社の資産総額が4億米゚゚ル以上。		
			サービス業の場合、親会社の資産総 額が3億米 <sup>*</sup> 。以上		
		登録資本金は200万米 ル以上(必須)			
1		-	①親会社の中国国内における払込済		
'			み資本金は累計で1000万米 『ル以上、		
			かつ親会社から管理を授権した中国		
			国内外の企業が3社以上、もしくは		
			②親会社から管理を授権された中国		
			国内外の企業が6社以上		
		認定条件は上記の通りだが、所在地域の	)経済発展に突出した貢献がある場合に		
		は、個別に判断することが可能			
	多国籍企業 本部型機構 (認定)	独立法人格を有する外商投資企業も	独立法人格を有する外商独資企業も		
		しくはその分支機構	しくはその分支機構		
		親会社の資産総額は1億米゚゚ル以上	親会社の資産総額が 2 億米 『 以上。		
			中国国内において既に 2 社以上の外		
2			商投資企業を投資設立し、そのうち		
			1 社以上が上海で登録		
		登録資本金が 100 万米 ル以上。分支	登録資本金が 200 万米 ル以上。分支		
		機構として設立の場合、親会社が割	機構として設立の場合、親会社が割		
		り当てた運転資金が 100 万米 『 以上	り当てた運転資金が 200 万米 👢 以上		
		設立申請前年度の外国投資者の資産	設立申請前年度の外国投資者の資産		
		総額が2億米゚゚ル以上	総額が4億米゚゚以上、かつ当該投資		
3			者が中国国内において既に外商投資		
	投資性公司		企業を設立し、払込資本金が累計で		
3	設立		1000 万米デル以上、もしくは当該投資		
			者が中国国内で既に 10 社以上の外		
			商投資企業を設立し、その払込資本		
			金が 3000 万米 ル以上		



「30 号通達」は、多国籍企業の資金使用において、①クロスボーダー資金プーリング、②外国籍従業員の個人外貨取扱、③オフショアでの仲介貿易、④投融資、⑤金取引、⑥自由貿易口座等の業務に対して自由度と利便性を高めました。

【図表 2】多国籍企業の資金使用の自由度と利便性を高める				
No	業務	内容		
	クロスボーダー 資金プーリング	▶ 資金の集中、分配、決済、ヘッジ、投資、融資		
		▶ 資本項目の外貨収入について元転支払の利便化		
		▶ 人民元・外貨の全通貨クロスボーダー受取・支払		
1		▶ メンバー企業の外債及び国外貸付を集中管理		
!		▶ 協力銀行、国内資金マスター口座数の制限を撤廃し、届出前における協		
		力銀行間の外債、国外貸付の限度額配分を要求しない		
		▶ 国内メンバー企業を代理して経常項目の収入・支出を一元的に計上し、		
		差額相殺による決済業務を実施		
	外国籍従業員の 個人外貨取扱	▶ 外国籍従業員の合法的な人民元収入の外貨転・支払、及び経常項目の外		
		国為替による外貨資金の人民元転使用を利便化		
2		▶ 外国籍従業員による国内証券市場投資への参加を利便化		
		▶ 外国籍従業員による A 株国内上場会社のストックオプション資金管理へ		
		の参加を支持		
	オフショアでの 仲介貿易	▶ 真実の貿易背景を有するオフショアでの仲介貿易事業の展開		
3		▶ 国際ルールに従った銀行のクロスボーダー金融サービス提供を利便化		
		▶ 信頼の高い優良な多国籍企業地域本部、本部型機構を推薦リストに記載		
	投資・融資	▶ 上海で設立した財務公司もしくは資金運営センターがインターバンク外		
4		為市場に参加し、外国為替取引及び外貨借入等への参加を支持		
4		▶ 債券・株式の発行による資金調達、商業手形の発行・使用、証券投資の		
		実施		
5	金取引	▶ 上海の金市場に参入し、金取引事業を実施		
6	自由貿易口座	➤ 金融機構が自由貿易口座内の理財商品の種類を適切に多様化する		
6		▶ 銀行機構が分離記帳勘定ユニットを通じてクロスボーダー貸付を実行		

上記以外に、「30 号通達」は、多国籍企業のために①グループ再編、②貿易及び物流の利便化、③研究開発の利便化、④本部機能に対する関連保障の強化等においても優遇策を提供しました。

【図表	【図表 3】多国籍企業の再編、貿易・物流、研究開発等の優遇				
No	領域	優遇策			
1	グループ再編	▶ 多国籍企業地域本部、本部型機構の企業再編のために利便化措置を提供			
2	貿易及び物流の利 便化	<ul> <li>▶ チェーン店企業に対し、市全体で「一照多址(1 つの営業許可証に複数の住所を登録)」の試行を実施</li> <li>▶ 信用状態が良好なクロスボーダー地域本部、本部型機構を優先的に輸出原産地証書のセルフ印刷適用対象企業に認定</li> <li>▶ 関税保証保険試行の実施</li> <li>▶ エリアを跨ぐ外注加工もしくは深加工結転(加工貿易企業間での保税貨物の移動)の自主的な実施を支持</li> <li>▶ グループ保証の実行を模索し、企業の「ひとつの帳簿」、信用措置共有等の税関監督管理制度を完全化</li> </ul>			



## MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2019年9月3日 第233期

		▶ 多国籍企業地域本部、本部型機構及び外資研究開発センター向けの税関
		の登録登記、通関、減税・免税、保税等業務の「ワンストップ式」管理
		の実施
		▶ 試験用輸出入材料に対してリスク評価、分類管理を実施し、試験用材料
3	研究開発の利便化	輸出の利便化を促進
		▶ 外資研究開発センターによる開業補助及び家賃補助申請に必要な従業員
		数を 50 人に変更(従来:100 人)
		▶ 外国商標への保護を強化し、侵害されやすい有名な外国商標を上海市の
		重点商標保護名簿に記載
		➤ 知的財産権の多元的な紛争解決メカニズムを完成
		▶ 高級管理者が雇用する家政サービス従業員の私用事務類居留証書(「家政
		サービス」を注記)の申請を許可
4	本部機能に対する	▶ 国際的に有名な医療グループの上海市での医療機構の開設を誘致
4	関連保障の強化	▶ 医療機構が国際保険機構と連携し、外国人の医療保険に関する決済のた
		めの便宜の提供を奨励
		外国人子女向けの優良学校の開設及び規模拡大を奨励

### 3. 企業への影響

「30 号通達」は多国籍企業地域本部の認定条件、資金運用、再編、貿易物流、研究開発、本部機能関連保障等の面において多国籍企業地域本部及び本部型機構の発展を支持し、多国籍企業が上海で地域本部もしくは本部型機構を設立する魅力を高めました。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させて頂きます。

以上



以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

#### 中国語原文

上海市人民政府

关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意 见

沪府规[2019]30号

各区人民政府,市政府各委、办、局:

为贯彻落实《中华人民共和国外商投资法》《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》(国发[2017]39号)、《国务院关于积极有效利用外资推动经济高质量发展若干措施的通知》(国发[2018]19号)要求,进一步扩大对外开放,提高利用外资的质量和水平,加快跨国公司地区总部等功能性机构集聚上海、拓展功能和提升能级,积极参与上海"五个中心"建设,现就本市促进跨国公司地区总部发展提出以下若干意见:

- 一、进一步加大鼓励跨国公司地区总部集聚 力度
- (一)调整跨国公司地区总部和总部型机构 认定标准,将跨国公司地区总部母公司总资产要 求放宽至2亿美元,将跨国公司总部型机构母公 司总资产要求放宽至1亿美元。(市商务委负责)
- (二)调整跨国公司地区总部和总部型机构 认定标准,取消跨国公司地区总部母公司实缴注 册资本和地区总部被授权管理机构数量的限制。 取消跨国公司总部型机构母公司在华投资企业 数量限制。(市商务委负责)
- (三)取消跨国公司地区总部和总部型机构 须为外商独资企业的限制。(市商务委负责)
- 二、进一步提高跨国公司投资便利度 (四)放宽外商设立投资性公司条件,将设立申请前一年外国投资者资产总额降为不低于2

#### 日本語参考訳

上海市人民政府

上海市における多国籍企業地域本部の発展促進に 関する若干の意見

滬府規 [2019] 30 号

各区人民政府、市政府各委員会・弁公室・局

『中華人民共和国外商投資法』、『国務院 外国投資の成長促進に関する若干の措置の通達』(国発 [2017]39 号)、『国務院 外国資本の積極的且つ効果的な利用による経済の質の高い発展のための若干の措置に関する通達』(国発[2018]19 号)の要求を実施するため、対外開放をさらに拡大し、外国資本の利用の質とレベルを向上させ、多国籍企業の地域本部等の機能性機構の上海市への集積を加速し、機能を拡張、能力レベルを高め、上海の「5つのセンター」建設に積極的に参画するために、上海市の多国籍企業地域本部の発展促進について以下の若干の意見を提出する:

- 一、多国籍企業地域本部の集積を一層強化
- (一)多国籍企業地域本部及び本部型機構の認定 基準を調整し、多国籍企業地域本部の親会社に対す る資産総額要件を2億米ドルに緩和し、多国籍企業 本部型機構の親会社に対する資産総額要件を1億米 ドルに緩和する。(上海市商務委員会が担当)
- (二)多国籍企業地域本部及び本部型機構の認定 基準を調整し、多国籍企業地域本部の親会社による 払込済み資本金の総額及び地域本部が授権された管 理機構数の制限を撤廃する。多国籍企業本部型機構 の親会社による中国への投資企業数の制限を撤廃す る。(上海市商務委員会が担当)
- (三)多国籍企業地域本部及び本部型機構を外商 独資企業に限定する制限を撤廃する。(上海市商務委 員会が担当)
  - 二、多国籍企業の投資促進の一層の強化
- (四)外資企業による投資性公司の設立条件を緩和し、設立申請時の前年度における外国投資者の資



亿美元,取消境内实缴注册资本或投资企业数量 要求。(市商务委、市市场监管局负责)

- (五)支持跨国公司地区总部、总部型机构 参与集团重组,为涉及跨国公司地区总部、总部 型机构的企业重组提供便利措施。(市税务局、 市财政局负责)
- 三、进一步提高跨国公司资金使用自由度和 便利度
- (六)便利跨国公司地区总部、总部型机构境内外资金运营管理。允许其在跨国公司跨境资金集中运营管理业务(以下简称"跨境资金池业务")下集中运营管理公司成员企业境内外资金,按照集团商业模式开展资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等业务。资本项目外汇收入实行结汇支付便利化,由合作银行按照展业原则进行真实合规性审核后,开展业务办理。(国家外汇管理局上海市分局负责)
- (七)支持跨国公司地区总部、总部型机构 在跨境资金池业务下,开展本外币全币种跨境收 付。跨国公司地区总部、总部型机构可以通过多 币种(含人民币)国内资金主账户,办理跨境资 金集中运营各项业务。鼓励跨国公司地区总部、 总部型机构使用人民币跨境结算,凡依法可以使 用外汇结算的跨境交易,都可以使用人民币结 算。(国家外汇管理局上海市分局负责)
- (八)支持跨国公司地区总部、总部型机构 发挥集团规模效应,灵活配置跨境融资资源。跨 国公司地区总部和总部型机构可以根据需求,直 接向国家外汇管理局上海市分局备案开展跨境 资金池业务,备案后,按照宏观审慎原则集中管 理成员企业外债和(或)境外放款,并遵循商业 惯例,自行借用、偿还外债或开展境外放款业务, 所有成员无需分币种、分债权人(或债务人)逐

産総額要件を2億米ドルにまで引き下げ、払込済み 資本金の総額及び投資企業数の要件を撤廃する。(上 海市商務委員会、上海市市場監督管理局が担当)

- (五)多国籍企業地域本部、本部型機構によるグループの再編を支持し、多国籍企業地域本部、本部型機構の企業再編を促進する。(上海市税務局、上海市財政局が担当)
- 三、多国籍企業の資金使用の自由度及び利便性の 一層の向上
- (六)多国籍企業地域本部、本部型機構の国内資金運用管理を利便化する。多国籍企業のクロスボーダー資金の集中運営管理業務(以下は「クロスボーダー資金プーリング業務」という)において、グループ企業の国内外資金を集中運営し、グループのビジネスモデルに基づく資金の集中、分配、決済、ヘッジ、投資、融資等業務の実施を許可する。資本項目の外貨収入について、人民元転支払の利便化を実施し、協力銀行による業務実施原則に基づく真実・コンプライアンス審査を行った後、当該業務を実施する。(国家外貨管理局上海市分局が担当)
- (七)多国籍企業地域本部、本部型機構がクロスボーダー資金プーリング業務において、人民元・外貨のクロスボーダー受取・支払を支持する。多国籍企業地域本部、本部型機構は、マルチ通貨(人民元を含む)の国内資金マスター口座を通じて、クロスボーダー資金の集中運営業務を実施できる。多国籍企業地域本部、本部型機構の人民元でのクロスボーダー決済を奨励し、法に基づき外貨での決済ができるすべてのクロスボーダー取引では、人民元を使用して決済ができる。(国家外貨管理局上海市分局が担当)
- (八)多国籍企業地域本部、本部型機構がグループの規模の効果を発揮し、クロスボーダーの資金調達資源を柔軟に配分することを支持する。多国籍企業地域本部及び本部型機構は、必要に応じて、国家外貨管理局上海市分局にクロスボーダー資金プーリング業務の実施を届出する。その後、マクロプルーデンスの原則に基づきメンバー企業の外債及び(もしくは)国外貸付を集中管理し、商業慣例に従い、



笔办理外债(或境外放款)登记。(国家外汇管理局上海市分局负责)

- (九)取消跨境资金池业务合作银行、国内资金主账户数量限制。跨国公司地区总部、总部型机构作为主办企业不限制合作银行家数,不要求备案前在合作银行间分配外债、境外放款集中额度,不限制国内资金主账户开户数量。(国家外汇管理局上海市分局负责)
- (十)便利跨国公司地区总部、总部型机构 在跨境资金池业务下,进行经常项目跨境收付。 允许跨国公司地区总部根据生产、经营、管理需 要,作为主办企业集中代理境内成员企业办理经 常项目收支。允许跨国公司地区总部、总部型机 构集中核算境内外成员企业经常项目项下应收 应付资金,开展轧差净额结算业务。(国家外汇 管理局上海市分局负责)
- (十一)便利跨国公司地区总部、总部型机构外籍员工合法人民币收入的购付汇及经常项目境外汇入外汇资金的结汇使用。便利跨国公司地区总部、总部型机构的外籍员工按照规定,参与境内证券市场投资。支持跨国公司地区总部、总部型机构的外籍员工参与A股境内上市公司股权激励资金管理。(国家外汇管理局上海市分局负责)
- (十二)支持跨国公司地区总部、总部型机构开展具有真实贸易背景的离岸转手买卖业务。依法合规开展业务的企业可以在银行直接办理相关外汇收支手续,由银行按照国际通行规则,为其提供便利化跨境金融服务。(国家外汇管理局上海市分局负责)
- (十三)支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构在沪成立的财务公司或资金营运

- 自主的に外債の借入、返済、もしくは国外貸付業務 を実施する。すべてのメンバーは、通貨、債権者(も しくは債務者)を分けて外債(もしくは国外貸付) の登記を実施する必要はない。(国家外貨管理局上海 市分局が担当)
- (九) クロスボーダー資金プーリング業務の協力 銀行と国内資金マスター口座数の制限を撤廃する。 多国籍企業地域本部、本部型機構は幹事企業として、 協力銀行数を制限せず、協力銀行間の外債、国外貸 付の限度額の配分を届出前に行うことや国内資金マ スター口座の開設口座数を制限しない。(国家外貨管 理局上海市分局が担当)
- (十)多国籍企業地域本部、本部型機構のクロスボーダー資金プーリング業務において、経常項目のクロスボーダー受取・支払を利便化する。多国籍企業地域本部が生産、運営、管理のニーズに応じて、幹事企業として国内メンバー企業を代理して経常項目の収入と支払の処理を許可する。多国籍企業地域本部、本部型機構が国内外メンバー企業の経常項目における売掛・買掛資金を一元的に計上し、差額相殺による決済業務を実施することを許可する。(国家外貨管理局上海市分局が担当)
- (十一)多国籍企業地域本部、本部型機構の外国籍従業員の合法的な人民元収入の外貨転・支払、及び経常項目での外貨収入の人民元転使用を利便化する。多国籍企業地域本部、本部型機構の外国籍従業員が規制に従って国内証券市場への投資に参加することを利便化する。多国籍企業地域本部、本部型機構の外国籍従業員による、A株国内上場会社のストックオプション資金管理への参加を支持する。(国家外貨管理局上海市分局が担当)
- (十二)多国籍企業地域本部、本部型機構が真実の貿易背景を有するオフショア取引業務の実施を支持する。法律・規制に従い事業を行う企業は、関連する外貨収支手続を銀行で直接実施でき、国際ルールに基づく銀行のクロスボーダー金融サービスを利便化する。(国家外貨管理局上海市分局が担当)
- (十三)条件に合致した多国籍企業地域本部、本 部型機構が上海で設立した財務公司もしくは資金運



中心进入银行间外汇市场参与外汇交易和外币 拆借交易等。(人民银行上海总部负责)

(十四)支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构发行债券、股票融资,签发、使用商业汇票,开展证券投资,降低融资成本,壮大资本实力,提高资金周转效率和资金收益,增强经营稳健性。(人民银行上海总部负责)

(十五)支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构进入上海黄金市场,开展黄金业务,支持其发展。(人民银行上海总部负责)

(十六)进一步加强自由贸易账户投资功能。指导金融机构适当丰富自由贸易账户内理财产品种类。(人民银行上海总部负责)

(十七)银行机构通过分账核算单元发放跨境贷款,借鉴国际规则,优化管理方式,更好支持企业投融资需求。(人民银行上海总部、上海银保监局负责)

(十八)将资信良好的跨国公司地区总部、总部型机构列入推荐名单,享受离岸贸易便利化政策。对名单内企业基于自由贸易账户开展货物转手买卖贸易,银行可以按照国际通行规则,为其提供跨境金融服务。(人民银行上海总部、市商务委负责)

四、进一步提高跨国公司贸易和物流便利度

(十九)对跨国公司地区总部、总部型机构中的连锁企业,试点实施全市"一照多址",提升贸易功能突出的地区总部、总部型机构开设连锁店的便利化程度。(市市场监管局负责)

(二十)率先将信用良好的跨国公司地区总

営センターのインターバンク外為市場への参加、外 国為替取引及び外貨借入取引等への参加を支持す る。(人民銀行上海本部が担当)

(十四)条件に合致した企業地域本部、本部型機構の債券・株式の発行による資金調達、商業手形の発行・使用、証券投資の実施を支持し、資金調達コストを引き下げ、資本力の強化、資金回転率及び資本収益を高め、経営の健全性の向上を支持する。(人民銀行上海本部が担当)

(十五)条件に合致した多国籍企業地域本部、本部型機構が上海の金市場に参入し、金取引事業の実施、その発展を支持する。(人民銀行上海本部が担当)

(十六)自由貿易口座の投資機能をさらに強化する。金融機構に対し自由貿易口座内の理財商品の種類を適切に多様化させる。(人民銀行上海本部が担当)

(十七)銀行機構が分離記帳勘定ユニットを通じてクロスボーダー融資を実行し、国際ルールを参考にし、管理方式を最適化し、企業の投融資の需要をさらに支持する。(人民銀行上海本部、上海銀保局が担当)

(十八)信用状態が良好な多国籍企業地域本部、本部型機構を推薦リストに掲載し、オフショア貿易利便化政策を適用する。自由貿易口座を利用して仲介貿易を行うリスト掲載企業に対し、銀行は国際ルールに従って、クロスボーダー金融サービスを提供する。(人民銀行上海本部、上海市商務委員会が担当)

四、多国籍企業の貿易・物流の利便性の一層の向上

(十九)多国籍企業地域本部、本部型機構内の チェーン店企業に対し、市全体で「一照多址」(1つ の営業許可証に複数の住所を登録)の試行を実施し、 貿易機能が優れた地域本部、本部型機構による チェーン店開設の利便性を向上させる。(上海市市場 監督管理局が担当)

(二十)信用状態が良好な多国籍企業の地域本部、



部、总部型机构列入出口原产地证书自助打印企业范围,不断提升原产地签证便利化水平。(上海海关负责)

(二十一)支持跨国公司地区总部、总部型 机构和外资研发中心开展关税保证保险试点。 (上海海关负责)

(二十二)支持符合条件的跨国公司地区总部、总部型机构自主进行跨区域外发加工或深加工结转。(上海海关负责)

(二十三)探索实行集团总担保,完善企业 "一本账册"、信用措施共享等海关监管制度, 吸引更多跨国公司地区总部、总部型机构落户。 (上海海关负责)

(二十四)推进海关面向跨国公司地区总部、总部型机构和外资研发中心实施注册登记、通关、减免税、保税等业务"一站式"办理。(上海海关负责)

五、进一步推动跨国公司研发便利化

(二十五)对跨国公司地区总部、总部型机构和外资研发中心试验用进出口材料实施风险评估,分类管理,促进研发试验用材料进出口便利化。(上海海关、市药品监管局负责)

(二十六)将外资研发中心申请开办资助和 房租补贴的人数要求调整至50人。(市商务委、 市财政局负责)

(二十七)加大知识产权行政保护力度,强 化知识产权保护服务体系,加强重点领域知识产 权保护长效机制建设,加大涉外商标保护力度, 将易被侵权的涉外高知名度商标纳入本市重点 商标保护名录,完善知识产权多元纠纷解决机 制,为跨国公司地区总部和总部型机构提供更良 好的知识产权保护服务。(市知识产权局负责) 本部型機構を優先的に輸出原産地証明書のセルフ印刷の適用対象とし、原産地に関する証書発行の利便性を継続的に向上させる。(上海税関が担当)

(二十一)多国籍企業地域本部、本部型機構及び 外資研究開発センターによる関税保証の保険の試行 の実施を支持する。(上海税関が担当)

(二十二)条件に合致した多国籍企業地域本部、本部型機構によるエリアを跨ぐ外注加工もしくは深加工結転(加工貿易企業間での保税貨物の移動)の自主的な実施を支持する。(上海税関が担当)

(二十三)グループ保証の実行を模索し、企業の「ひとつの帳簿」での管理、信用扱いの統一等の税 関監督管理制度を改善し、より多くの多国籍企業地 域本部、本部型機構を誘致する。(上海税関が担当)

(二十四)多国籍企業地域本部、本部型機構及び 外資研究開発センターに対し、税関の登録登記、通 関、減税・免税、保税等業務の「ワンストップ式」 管理の実施を推進する。(上海税関が担当)

五、多国籍企業の研究開発の利便性向上をさらに 推進

(二十五)多国籍企業地域本部、本部型機構及び 外資研究開発センターの試験用輸出入材料に対して リスク評価、分類管理を実施し、試験用材料の輸出 入の利便性向上を促進する。(上海税関、上海市薬品 監督管理局が担当)

(二十六)外資研究開発センターの開業補助金及 び家賃補助申請に必要な従業員数を 50 人に変更す る。(上海市商務委員会、上海市財政局が担当)

(二十七)知的財産権への行政保護を強化し、知的財産権保護のサービス体系を強化し、重点領域における知的財産権の長期的に有効なメカニズムの構築を強化し、外国商標の保護を強化し、侵害されやすい有名な外国商標を上海市の重点商標保護名簿に記載し、知的財産権の多元的な紛争解決メカニズムを完成し、多国籍企業地域本部及び本部型機構に対し、よりよい知的財産権保護サービスを提供する。



六、进一步加强对跨国公司总部功能的配套 保障

(二十八)跨国公司地区总部、总部型机构 高级管理人员聘雇的家政服务人员可以申请办 理私人事务类居留证件(加注"家政服务")。(市 公安局出入境管理局负责)

(二十九)进一步增强医疗机构和医务人员 涉外服务能力,支持引进国际知名医疗集团到本 市举办医疗机构,提供多层次、多样化的医疗服 务,鼓励医疗机构与国际保险机构合作,为外籍 人士医疗保险结算提供便利。(市卫生健康委负 责)

(三十)根据跨国公司地区总部、总部型机 构区域需求,鼓励优质外籍人员子女学校进行布 点和扩大规模。(市教委负责)

本意见自 2019 年 9 月 1 日起施行,有效期至 2024 年 8 月 31 日。

上海市人民政府 2019年7月25日 (市知的財産権局が担当)

六、多国籍企業の本部機能に対する関連する保障 の一層の強化

(二十八)多国籍企業地域本部、本部型機構の高級管理者が雇用する家政サービス人員は、私用事務類居留証書(「家政サービス」を注記)を申請することができる。(上海市公安局出入国管理局が担当)

(二十九) 医療機構及び医療従業員の対外サービス 能力をさらに強化し、国際的に有名な医療グループ による上海市における医療機構の開設の誘致を支持 し、多様な医療サービスを提供する。医療機構が国 際保険機構と連携し、外国籍人員の医療保険に関す る決済のための便宜の提供を奨励する。(上海市教育 委員会が担当)

(三十) 多国籍企業地域本部、本部型機構の必要 に応じて、外国人子女向けの優良学校の開設及び規 模拡大を奨励する。(上海市教育委員会が担当)

本意見は 2019 年 9 月 1 日より施行され、有効期限は 2024 年 8 月 31 日とする。

上海市人民政府 2019年7月25日

日本語参考訳:MUFGバンク(中国)有限公司 リサーチ&アドバイザリー部



#### MUFG Bank(China)実務・制度ニュースレター

2019年9月3日 第233期

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク (中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本 資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証 致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全 て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を 負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク(中国)有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、 必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再配布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する 必要があります。

MUFG バンク (中国) 有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

